

《新連載》

## 管工事業協同組合と水道局との連携

(第1回 東京都)

全管連技術参与 小泉 智和  
(元東京都水道局理事)

本誌・昨年11月号には、全管連大澤会長が出席した「水回りの安全推進座談会」(日本水道新聞主催・写真下も)が掲載されました。その座談会において、消費生活専門相談員などから、「水道利用者から対応可能な指定工事業者を見つけられず、チラシや電話帳等で広告する業者に依頼した結果、高額請求等の悪徳商法の被害にあった」という意見や「水道や指定業者に関する情報が十分に伝わっていない」といった指摘がありました。

そこで、管工事業協同組合と水道局とが連携して取り組んでいる修繕体制や広報事例を紹介し、上記の意見に答えるより良い方策を皆さんとで考えたいと思います。

第1回は、東京都です。

### ○管工事業協同組合と水道事業体との連携業務

先ず、管工事業協同組合と水道局との連携を取りあげるなら、何と言っても、震災時等の大規模災害での対応でしょう。個々の水道工事店とではなく、各市町村は当該市町村の管工事業協同組合の力を借りなければ、即時には対応できません。それ故、多くの水道事業体では、管工事業協同組合と災害時の応援にかかる協定書を締結しています。

その他にも、各市町村が実施する各種講習会の実施や水道週間行事などでは、管工事業協同組合が参画・協力しております。

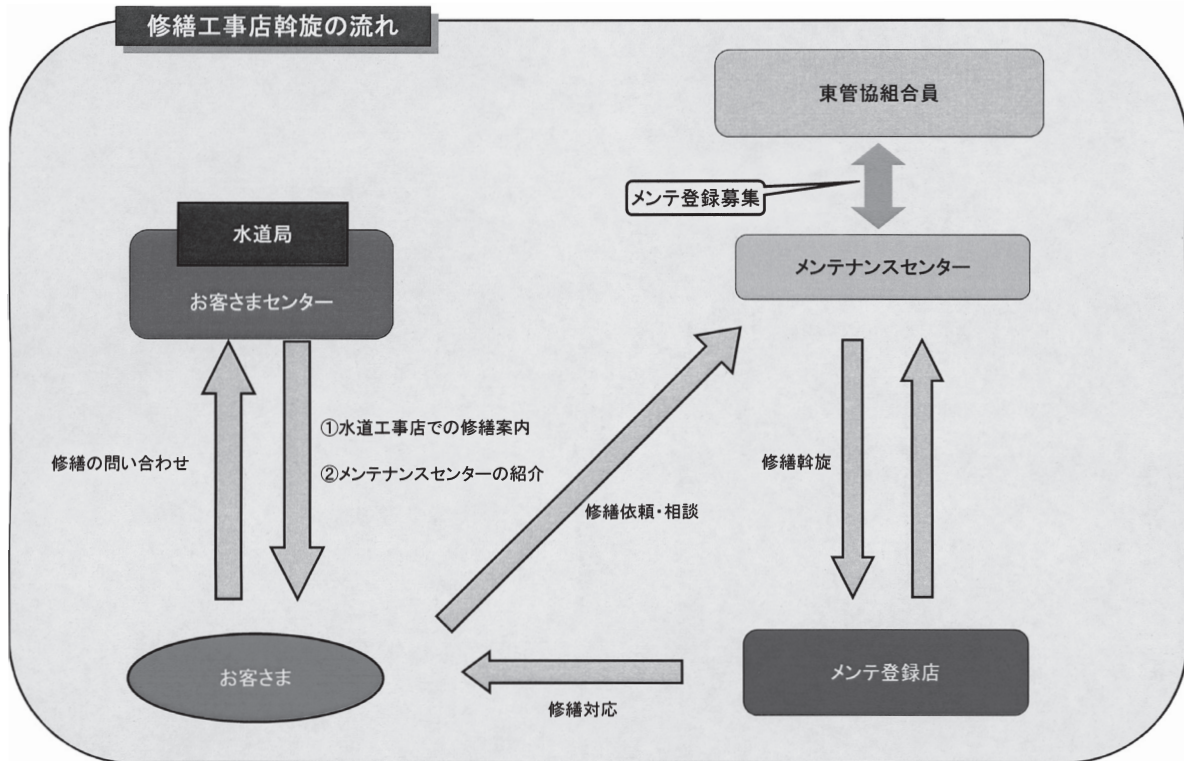
しかるに、水道修繕にかかる協力依頼があつてしかるべきなのですが、水道事業体からは、やれ独占禁止法に抵触するとか組合に入っていない水道工事店が不利になる

とかの意見が出され、多くの水道事業体において管工事業協同組合との連携に消極的なのが実態です。

ところで、東京都の修繕にかかる体制ですが、水道当局のスリム化や事業の一部委託化の流れの中で、水道当局と給水装置工事業者との役割分担は、次のようになっています。



水道関係者が一堂に介しての座談会  
平成21年9月9日



東京都の水道修繕にかかる体制

Ⅰ 東京都水道局（23区内）  
給水人口 8,772,826人  
給水件数 5,043,779件

### ○メータまで（道路側）の修繕

お客様等から「お客様センター」に漏水等の連絡、修繕依頼があると、メータまでは、請負単価契約業者により対応します。工事費は、原則当局負担です。

平成21年度の請負単価契約業者は、72者です。業者の選定は年1回で、平成22年度からは技術評価方式で選定されます。

### ○メータから先（宅地側）の修繕

メータから先の漏水修繕等は、都又は都の指定する給水装置工事業者が対応しますが、お客様センターに修繕依頼が入った場合は、「お近くの水道工事店、或いはお

知り合いの水道工事店をご利用ください」と言って、「ない、どこか紹介して欲しい」と言われた場合は、「メンテナンスセンター」を紹介しています。工事費は、原則お客様負担です。

また、メータ検針時に漏水の疑いがあると「漏水修繕連絡表」を渡し、修繕指示（依頼）を致します。

連絡表には、

漏水の修理はこちらへ、

◎水道工事店（東京都指定給水装置工事業業者）＊

◎メンテナンスセンター

フリーダイヤル 0120-850-195

携帯電話・PHSから

03-3585-0195

[受付時間] 24時間受付・年中無休

が記されています。

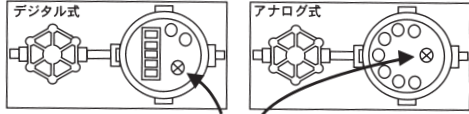
### 漏水修繕連絡票 ①

お客さま番号	検針番号			
	検区	冊	ページ	定例日
水道所在地				
区	丁目	番	号	室
水道使用者名				
連絡先電話番号 ( )				
1 修繕月日 年 月 日				
2 修繕箇所(該当箇所を○で囲んでください。)				
〔受水タンク前・受水タンク後〕				
①地中・壁中配管部分		②地上配管部分		
③受水タンク	④トイレ	⑤蛇口		
⑥その他 ( )				
3 工事店名				
住所				
東京都指定番号 電話 ( )				
4 修繕後の指針 ( 月 日)				
デジタルメータ		アナログメータ		

### 漏水を発見するには

水を使っていないのに、水道メータのパイロットが動いている場合は、漏水の疑いがあります。

水道メータ



※定期的に水道メータをチェックしましょう。

### 漏水と思われるのはこんな時

- 水洗便器にいつも水が流れている。
- 配管してある付近の壁や地面が常にぬれている。
- 蛇口等に耳を近づけると「シュー」と音がする。
- 受水タンクをご使用の場合で、水を使っていないのに受水タンクのポンプのモーターが動いている。

※漏水箇所が不明な場合は、表記取扱営業所までご相談ください。

### 漏水の修理はこちらへ

23区内にお住まいのお客さま	◎水道工事店(東京都指定給水装置工事事業者)
	◎メンテナンスセンター (修繕の受付及び水道工事店を斡旋する民間団体) フリーダイヤル 0120-850-195 携帯電話・PHSから 03-3585-0195 【受付時間】 24時間受付・年中無休

修繕は「有料」であり、修繕料金は水道工事店によって異なります。

漏水修繕連絡表



東京水読本

### \* お客様センター

都では、給水にかかる各種届け出(中止・開始・名義変更・料金支払い等)は、お客様センター〔受託業者(株)PUC〕で一括して取り扱っています。日曜日・祝日を除く、8:30~20:00で、漏水事故などの緊急の要件については全日24時間お客様センターが受付し水道局の待機が対応しています。一方ご家庭の漏水修繕は、メンテナンスセンターが対応しています。

使用開始の届け出は、別途メータ閉栓時に存置してきた「お客様セット」の中の申し込み葉書によることも可能です。

お客様セットの中には、「東京水読本」及び「開始申込書」が入っており、その中でも「メンテナンスセンター」を紹介して

います。

## ●メンテナンスセンター組織の概要

- ・名称 東京都管工事工業協同組合総合設備メンテナンスセンター
- ・業務内容
  - ・給水装置、受水タンク以下装置及び排水設備の有料修繕の受付及び登録組合員へのあっせん・手配
  - ・受付要員シフト体制 昼間（8:30～17:30）平日4～5名、土曜日3名、日祭日2名 夜間（17:30～8:30）2名
- ・発足理由変遷 従来の修繕工事協力店を統合し、有料修繕を集中処理させることにより修繕の即応体制の強化を図った。
  - ・昭和56年5月 排水設備メンテナンスセンターの名称で、排水設備を対象に活動開始
  - ・昭和62年5月 総合設備メンテナンスセンターと名称を変更、給水設備も対象に加えた。
  - ・平成5年4月 従来の修繕工事協力店を統合して再発足
- ・所在地 東京都管工事会館内
- ・受付時間 365日、24時間受付
- ・営業区域 23特別区区域内
- ・運営費 登録組合員が修繕代金の5%を拠出
- ・登録組合員数 東京都区部の指定事業者

206者が登録している。

- ・実績 平成19年度は15,924件（24,487件）、平成20年度は15,272件（23,295件）であった。
  - ＊（ ）内数字は、漏水に係る電話相談等の件数を含む。

## ＊ 東京都管工事工業協同組合

東京都には、東京都管工事工業協同組合（区部）と三多摩管工事協同組合の2つの協同組合があり、三多摩管工事協同組合傘下には各市町管工事組合があります。なお、2つの協同組合は、連合して「東京都管工事業協同組合連合会」を構成しています。

- ・組合事務所 東京都港区赤坂6-15-14
- ・組合員数 1,314者（区部）
- ・理事長 木村 昌民
- ・団体創立 昭和6年11月
- ・組合設立 昭和24年10月



東京都管工事会館

## II 東京都水道局（多摩地区）

給水人口 3,825,199人

給水件数 1,823,813件

\*多摩地区には、30市町村がありますが、26市町は都営水道となっていますが、武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村は独自経営の水道となっています。当然に、修繕等は当該4市町村対応となっています。

なお、多摩地区の都営水道は、統合の経過から、お客様サービスの体制面等で区部とは若干違う制度となっています。

### ○メータまで（道路側）の修繕

お客様等から「多摩お客様センター」に漏水等の連絡、修繕依頼があると、メータまでは、多摩水道統合管理室〔受託業者：東京水道サービス㈱〕が受付・現場調査を行った後、多摩水維持補修工事単価契約業者及び各市町漏水修理業者が工事を行います。工事費は、原則当局負担です。

### ○メータから先（宅地側）の修繕

メータから先の漏水修繕等は、都の指定する給水装置工事業業者が対応しますが、多摩お客様センターに修繕依頼が入った場合は、住所を聞き、近くの水道工事店2、3社をご紹介します。

なお、多摩には、区部にあるメンテナンスセンターがないので、三多摩管工事協同組合は設立に向けて鋭意検討を進めています。

#### \* 多摩お客様センター

区部のお客様センターと同じ対応で、給水にかかる各種届け出は、多摩お客様セン

ター〔受託業者㈱PUC〕で一括して取り扱っています。日曜日・祝日を除く、8：30～20：00で、漏水事故などの緊急の要件については、全日24時間受付をしています。

### ●多摩メンテナンスセンター設立に向けての検討

現在、三多摩管工事協同組合では、メンテナンスセンター設立に向け検討会を設置し、検討を進めています。

懸案事項としては、「三多摩地区には、都営水道でない3市1村の水道があること、また都営水道となっている市でも、給水装置乃至施設管理系業務の事務を受託実施している市（24年度末事務委託廃止予定）が6市あることから、三多摩管工事協同組合では、これらの市乃至市管工事組合との間において、修繕受付に関する調整が必要である」と、考えられます。

#### \*三多摩管工事協同組合

##### ・組合事務所

東京都立川市柴崎町5-11-23

##### ・組合員数 465名

##### ・理事長 松田 英行

##### ・組合設立 昭和38年4月



三多摩管工事協同組合事務所

## ○全国管工事業協同組合の皆様へ

一般家庭において、水道修繕を依頼することは10年に一度あるかないかでしょう。それでも多くの市民が生活する場では、トータルとして結構な修繕依頼があります。

市民は、めったに水道工事店と接触することはないのですから、いざ修繕となってもどこへ依頼してよいのか困ってしまうのが現状です。

給水装置工事業者の指定が全国レベルになったことにより、こうした現状に入り込んできたのが、ともすれば地元に着していない市民へのサービスを省みない、いわゆる悪質業者なのです。

しかし、一方では各市町村の水道工事店が、「金にならない工事だから」とか「人手がないから」と言って、お客様の要望に

十分にこたえてこなかったのも実状ではないでしょうか。

すでに右肩上がりの社会経済情勢ではありません。水道も、メンテナンスの時代なのです。小さな修繕も大事にしながら、各ご家庭の水回り工事を増やすことが必要だと思います。

一つには、管工事業協同組合が一致団結して市民サービス向上に取り組むこと、一つには地域に密着した管工事業協同組合こそが市民サービスにとって必要なだと水道事業体に認知させPRしてもらうこと、また一つには管工事業協同組合がもっと積極的にPRに力を入れ、悪質業者が入り込む余地を狭めることが必要だと思います。

皆様からの様々なご意見・ご提言をお待ちします。